

令和2年度第6回山口県日本海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和3年2月8日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和2年度第6回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和3年2月8日（月） 午後1時50分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和3年2月2日
- 5 通知した議題
第1号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可
又は起業の認可を申請すべき期間について（知事諮問）
その他（報告事項）
- 6 出席者
（委員：11名）
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、廣田 弘光、吉村 正義、藤田 昭夫、若
林 敏江、江本 邦治、幸徳 正己、南野 市治、仁保 宣誠

（県及び事務局）

水産振興課	漁業調整取締班	主査	松永 善文
		主査	勢登 章司
		技師	藤濱 朋哉
下関水産振興局		主査	魚津 勝
萩・長門農林水産事務所		主査	井上 存夫
山口県日本海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	澁谷 賢司
		書記	伊藤 憲彦
- 7 傍聴人 なし
- 8 付議事項及び審議結果
第1号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可
又は起業の認可を申請すべき期間について（知事諮問）
→原案のとおり適当である旨答申することとした。
その他（報告事項）
前回の委員会の際に議論となり、結論の出なかった「個人たる組合員」
の解釈について、水産庁への照会結果の報告を行った。

9 審議の概要

澁谷事務局長

ただ今から、令和2年度第6回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員定数15名のうち、11名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入ります前に会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

濱本会長

委員の皆様にはご参集いただきましてありがとうございます。本日は、今年度第6回目の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いいたします。

円滑な議事進行にもご協力をお願いいたしまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

澁谷事務局長

それでは議事に入ります。当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、濱本会長さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

濱本会長

それでは、議事に先立ちまして、まずは議事録署名人を指名いたします。今回は幸徳委員、廣田委員により申し上げます。

それでは議案に入らせていただきます。第1号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可をすべき期間について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

伊藤書記

(資料に沿って説明)

勢登主査

(資料に沿って説明)

濱本会長

ただいま説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はございますか。

(意見・質疑なし)

濱本会長

それでは、第1号議案の知事からの諮問については原案のとおりで適当である旨を答申してよろしいですか。

(異議なしの声)

濱本会長 全員異議なしと認めます。第1号議案は原案どおり適当である旨答申することとします。

濱本会長 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。続いて報告事項に移ります。事務局から何かありますか。

勢登主査 県から1つ報告させていただきたいことがございます。前回の委員会におきまして、特定水産動植物制度、あわびとなまこに関する新しい罰則強化の制度という事でその運用に関して、組合員の方の家族が採捕する場合、これはどうなのだろうかという議論がございました。その中で今の行使規則上、個人たる正組合員と定められている場合の「個人たる」の解釈とは何か、その組合員さん本人のみと解釈するのか、それとも漁協の組合員は法人も組合員になれますので、法人組合員に対しての個人組合員との意味合いなのかと、そのあたりが当日はつきりしていないという部分がありまして、水産庁なりに照会したうえで改めてご報告しますとしていた件でございます。委員会の後に瀬戸内海漁業調整事務所を通じまして水産庁の考え方を確認しました。結果としては法人組合員に対するものという風な形でよいと、ですから、あなただけですよという読み方ではなくて法人組合員に対する個人組合員ということです。そして個人たる組合員として考えたときに個人経営体でも従事者がいることは当然あるでしょうと。例えばお父さんが正組合員でなまこ、あわびの行使資格を持っていらっしゃる、お手伝いで奥様が一緒に行かれると、それは当然あり得るだろうと。それで後継者の息子さんが組合員になっていないけれども、一緒に修行について行って獲ると、これも当然従事者の概念で処理することができるでしょうと。ということで、家族の場合は獲っては駄目になるのか？というのは決してないですよと、従事者として説明がつく状態であれば、なまこを獲ってもあわびを獲っても特定水産動植物違反になることはないということでした。その後、県の方で県内の海上保安部署さん全てに新制度の説明を行ったのですが、その中においても従事者でやるのであれば違反は成立しませんという説明は適宜致しております。出席された保安官の方もわかりましたということで、しっかりメモもとっていらっしゃいましたので、おそらく大丈夫だという風に思っております。ちょっと長くなりましたが、ご報告は以上です。

森澄委員 今まで角島の場合、私が行使者だったら、私の息子、家内、全部行っても良いよと言ってたけど、それは認めるということですか？

勢登主査 従事者ということですか。

森澄委員 従事している私が行使者でそれにぶら下がって息子も家内も従事して海に行って物を獲っている。それが、この前の話だったら家内も何かの従業員ということで准組合員かなんかにならないといけないと。

勢登主査 それはですね、浜によって漁業権の管理が全く違っていて、家族でも採捕は全く認めていないよというような慣習の組合や地区もあるよということで、一律にこうだと言えない部分があるのでという中での話。ただ、従事者として対応するのであれば、当然仕切りは当然組合員であるお父さんの名前で出荷しないといけないでしょうし、そういったところは注意していただきたいと思います。

森澄委員 その辺はちょっと分りづらいところがある。どこをもって従事者と言うのか、私が組合員であったら私の家内、家族はもう従事者と保安部に言っても良いのか。それを言ったら認めてくれるのか？

勢登主査 基本、従事関係にあれば大丈夫だと思います。ただこれも具体的な線引き、基準と言うのは難しくてできないのですが、例えば自分は組合員だけでも息子が東京の方において何十年も帰ってきていないと、それで盆に帰ってきたからちょっと自分の分だけ獲ったということになれば、それはちょっと従事者なの？ということになってしまいますので。

森澄委員 それはだめ。

勢登主査 だから、そういうイメージでご判断していただければと思う。

森澄委員 だから角島では、私の所へ住所を有して息子も家内も私と一緒に漁をしていると言ったら、従事者ということで獲っても良いという話になるんでしょ。

勢登主査 説明できるものがある方が、例えば「奥さんが出られるなら青申で専従者給与あげていますよ」とかあれば100%大丈夫だと思いますが、そこまで用意できなくても、やはり従事関係にあるんだというのは、これという基準を作るのは難しいんですが説明していただければ大丈夫かなど、それを抜け穴として使うような連中が出てくれば、また別の問題になってくるんでしょうけども。通常操業されていらっしゃる家業のお手伝いをしているのであれば、従事者ですからと現場でそう言っていたらいいと思う。

藤田委員 今、森澄さんが言ったように同じ家族の中で一緒に建屋にいて家族でいて、漁業又は従事している者は良いではないかと。今、勢登さんが言われたように、息子が家族であるけど、東京の方に行ったり、とんでもない所に就職していたり、それで帰って来てから、ちょっとなまこを獲りに行こうかって、それは全然ダメでしょう。アウトでしょう。

勢登主査 たまには帰ってきたから父ちゃんの手伝いすると行って、獲ってそして父ちゃん名義で出荷されれば、もうそれは従事者なのかなと思いますけども。

藤田委員 食べてもいけんし、出荷すると言ったらそりゃ当然ダメだろうと思う。だから今、森澄さんが言われたように、野波瀬でも全く同じように家族の者には一種の内容物を獲らせております。あわびもさざえも皆獲らせております。

勢登主査 各地区で管理の手法が違うので、ベースとしては先ほど私が申し上げたような従事者として説明がつくのであれば、新しい 132 条特定水産動植物制度違反として問われることはないでしょうという話です。各地区の漁業権管理のやり方というのは当然、今まで通りやっていただいて良いのですが、こと 132 条の特定水産動植物制度をどうするのかと考えるときは従事者の概念で説明できるなら大丈夫ですというので捉えていただければと思う。

江本委員 特定水産動植物も、今言う従事者は良いということですね。

勢登主査 従事者は良いと。はい。

藤田委員 従事者までは獲らすべき。同じ家族であるけど、もう他所へ行っている者が帰ってきたからというのは、ちょっと抵抗があるけれども、同じ家にいて従事しているなら、お父さんが正組合員でその息子らが一緒に従事している、漁師していると言うのであれば私は獲らすべきだと思う。

森澄委員 角島の場合、角島に住所を有していないと正組合員になれないし、准組合員にもなれないという所の大項目がある。だから他所へ出た者が獲るということはそこでもうアウト。従事している者は角島に住所を有せというのが第 1 にあるから、そこで縛りをかけて尚且つ私の家族も獲っても良いよという事を今まで言って来た。この前の説明は何か家族一人一人権利をもってやらないといけないよって言うから、う

ちも今、この月の終わりぐらいに組合員を集めて説明をしようと思っていた。だが、説明が二転三転するから。はい、わかりました。

濱本会長 他によろしいですか。

(意見・質疑なし)

濱本会長 事務局の方はいいですか。
それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了します。
慎重なご審議ありがとうございました。

(14:13 終了)